

ニセコ町中央倉庫群景観ガイドライン

2014年10月
ニセコ町



§はじめに

その昔、羊蹄山ろくの農産物の集積場として賑わっていた「二セコ町中央倉庫群」は、開拓当時の基幹作物であった馬鈴薯の集積やでんぷん加工など、二セコの農業の歴史を今に伝える産業遺産として、大きな役割を果たしています。

二セコ町では、倉庫群の産業遺産としての景観を守り育て、未来の子ども達に引き継いでいくために、デザイン等の基準を設け、「二セコ町中央倉庫群景観ガイドライン」にまとめました。

本ガイドラインを一助として、今後とも、二セコ町中央倉庫群の歴史的景観について、より一層のご理解を頂きますよう、お願いいたします。



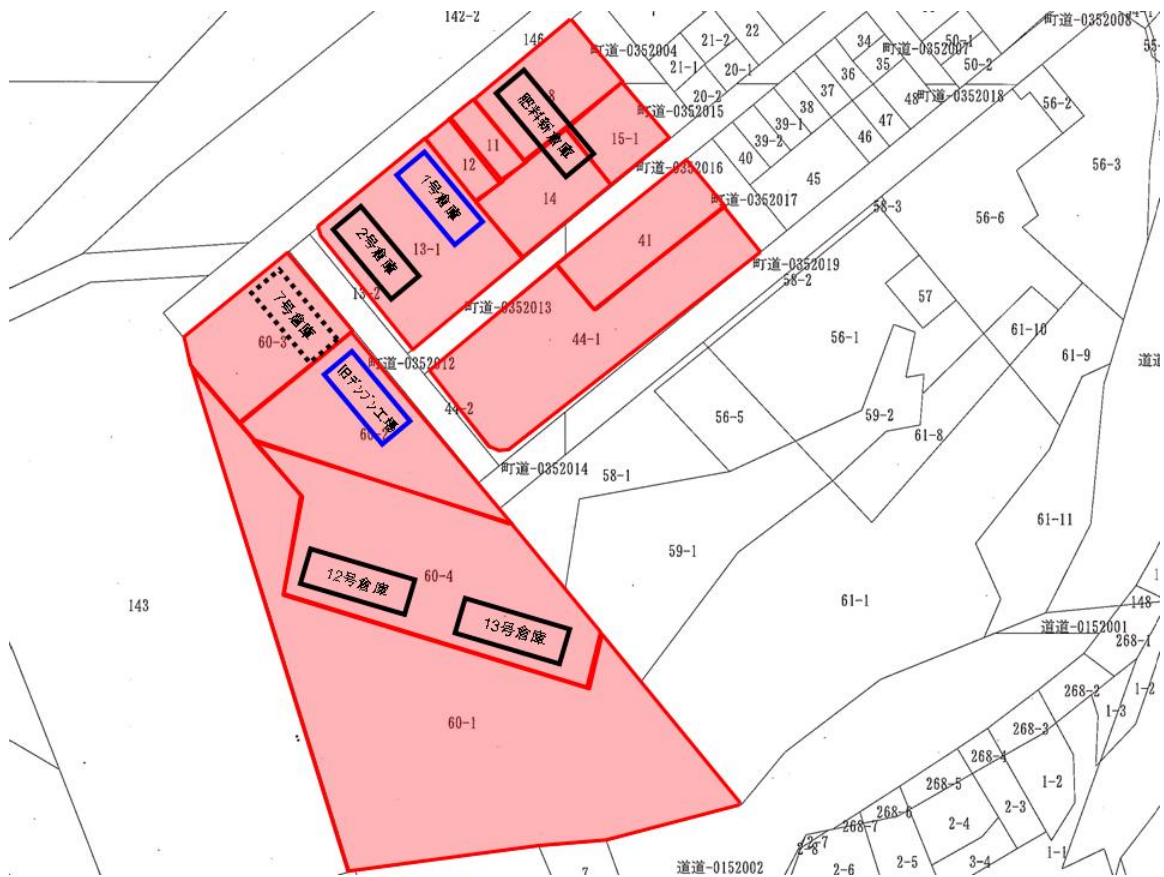
馬鈴薯の受け入れ風景と中央倉庫群（昭和初期）



二セコ町中央地区航空写真

1、中央倉庫群の概要

本ガイドラインは「ニセコ町中央倉庫群」に適用するものとし、適用範囲は、次の土地・建物とする。



土地

	面積
8 番地	766.88
11 番地	174.14
12 番地	204.02
13 番地 1	1644.38
14 番地	629.83
15 番地 1	403.84
41 番地	741.62
44 番地 1	2128.66
60 番地 1	6445.00
60 番地 2	1498.49
60 番地 3	1113.44
60 番地 4	2968.11

建物

	推定竣工年	建築面積	延床面積
肥料新倉庫	S57 年 8 月	499.1	499.1
1 号倉庫	S6 年 10 月	326.7	326.7
2 号倉庫	S6 年 10 月	326.7	326.7
旧澱粉工場	S32 年 11 月	298.1	358.1
12 号倉庫	S44 年 12 月	650	650
13 号倉庫	S45 年 12 月	518.4	518.4

2、中央倉庫群の代表的建物様式による特性

中央倉庫群周辺に建設された建物の屋根形状は、そのほとんどが切妻屋根で、近隣の宿や商店の一部に寄棟造が見られただけだった。昭和初期から昭和30年代までは、赤い鉄板の一字葺き屋根と、下見板張りの外壁が多く、その他には、石張の外壁を持つものやコンクリートブロック造の倉庫があった。時代が下って昭和40年以降は、金属性の蟻掛け葺きの屋根と、鉄板やモルタルの外壁を持つ倉庫が建設されるようになった。

中央倉庫群に現存する各施設の特性

施設名	建築年	構造	形態	屋根		外壁
				建築当初	現在	
1号倉庫	昭和6年	木骨石張	平屋	一字葺き	蟻掛け葺き	石張（小樽軟石ツル目仕上げ）
2号倉庫	昭和6年	木骨石張	平屋	一字葺き	蟻掛け葺き	石張（小樽軟石ツル目仕上げ）
旧澱粉工場	昭和32年	木造	一部2階建	一字葺き	一字葺き	下見板張
12号倉庫	昭和44年	鉄骨造	平屋	？	蟻掛け葺き	鉄板張（角波）
13号倉庫	昭和45年	木造 ※旧ニセコ中の 小屋組再利用	平屋	？	蟻掛け葺き	モルタル塗
肥料新倉庫	昭和57年	木造 ※旧ニセコ小の 小屋組再利用	平屋	？	蟻掛け葺き	鉄板張（角波）



3、デザイン基準

ニセコ町中央地区の、歴史ある倉庫群の特性に配慮した建築形式、建築材料、デザインを継承する。また、眺望景観（サイレン坂・ニセコ大橋など）を意識し、統一感があり、周辺倉庫群と調和の取れた町並みを心がける。

外観は既存の状態を維持するか、改修や屋根の葺き替えなどの際は、現状と同等かそれ以上の材質などを用い、品質の向上などに努める。その際は、町並みの景観に違和感の無いよう、形状や色彩等に配慮し、専門家（ヘリテージマネージャー、専門知識を有する建築家等）及び専門機関に相談しながら計画する。また、施工者にも考え方を理解してもらう。

【高さについて】

- 高さの制限：ニセコ町景観条例を遵守すること。

【屋根について】

- 屋根の形式：切妻屋根とすること。
- 屋根の勾配：現在ある倉庫のトラス構造を崩さない勾配とすること。新築時は、現存する倉庫群の勾配や軒及びケラバの出などに準拠し、倉庫群の雰囲気にとぐわらない付属物は設置しないこと。
- 屋根の色彩：赤とすること。
- 庇の新設：庇の出は、庇の先端部で2m以内とすること。

【外壁について】

- 外壁等：既存の材料を用い、下見板張及び石張（軟石）、鉄板張（角波）、またはモルタル塗とすること。レンガや漆喰など倉庫の特性にない素材などを、一部、装飾的に使う場合は、専門家及び専門機関と協議すること。
- 外壁の色彩等：外壁を改修（または建物を新築）したり、既存色以外の色彩にする場合は、彩色しない天然材の色彩か、白系・黒系・茶系・グレー系色の単色とし、歴史的建造物にとぐわらないデザインや華やかな装飾はしないこと。ただし、各倉庫等の既存色についてはこの限りではない。

【建具・サッシについて】

- 建具等：出入口建具等は、外壁に準じた素材か、景観に配慮したガラス戸を基本とすること。
- サッシ等：サッシは既存サッシと同等の素材とするか、木製サッシ・アルミサッシ・樹脂サッシ・ステンレスサッシ等とすること。
- 色彩等：建具及びサッシの色彩については、外壁に準じること。

【屋外広告物について】

- 屋外広告物：ニセコ町景観条例を遵守し、外壁を極力傷めないような取り付け方法とすること。町並みにあう素朴な雰囲気のものとし、歴史的建造物にとぐわらないデザインや華やかな広告は設置しないこと。

屋外広告物は壁面広告物に限り、突き出し看板や行灯サインなどは設けないこと。のぼり・旗等については、イベント時等を除き、設けないこと。

壁面広告物はステンレス系の素材で横書きとし、着色する場合は外壁基準色を使用すること。ただし、着色する場合に限っては、他の素材も認めるものとする。

館名板の設置については、別途協議するものとする。

- ・取り付け面：取り付け面は、広場に向いている一面とすること（下表参照）。その他の面については別途協議するが、既存の倉庫表記を妨げないよう配慮するものとする。

各施設のサインを付ける面

施設名	1号倉庫	2号倉庫	旧澱粉工場	12号倉庫	13号倉庫	肥料新倉庫
サイン	妻側	妻側	平側	平側	平側	妻側

【設備機器等について】

- ・設備機器等：灯油タンクやガスボンベなどの設備機器を屋外に設置する場合は、木格子等で囲うなど、周辺倉庫群と調和の取れた隠蔽方法や修景に配慮するものとする。

【その他】

- ・屋外に設置してはならないもの：
 - ・屋外に自動販売機またはこれに類するものを設けてはならない。
 - ・屋外に自家用の物置、車庫、ゴミ置き場またはこれに類するもの（町が設置するもの、または許可したものを除く）を設けてはならない。
 - ・その他、景観を害するものを屋外に設けてはならない。
- ・屋内等：屋内等についても、来場者の目にふれる場所は、極力、歴史的建造物の意匠に配慮した設えを心がけるものとする。また、窓ガラスなどにチラシやポスターを貼る事は、極力避けるよう配慮するものとする。